

アール・ディエンジニアリング社等に対する行政処分について

発出日	内容	処分内容	処分理由	履行状況
平成 10 年 6 月 2 日	改善命令 (法第 15 条の 3)	法第 15 条第 5 項に規定する技術上の基準(維持管理基準)に適合するように改善を行うこと。 (平成 13 年 6 月末日まで)	許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超えており、廃棄物の飛散、流出の危険性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立廃棄物の一部撤去、法面勾配の緩和等を内容とする是正計画書が提出される。 しかし、履行中に下層計画高を越えて掘削し廃棄物を埋立処分した事実が判明したため、深堀箇所の廃棄物の撤去および良質土による埋め戻しを内容とする復旧計画書が提出される。 深堀箇所の是正については、平成 10 年 12 月 17 日に職員により確認。
平成 13 年 9 月 25 日	事業の全部停止 (法第 14 条の 3、 法第 14 条の 6)	事業の全部停止 30 日(平成 13 年 10 月 25 日から 11 月 23 日まで)	平成 5 年 11 月から平成 7 年 5 月までの間、安定型産業廃棄物最終処分場外への安定型産業廃棄物の埋立処分により最終処分場の規模を変更したにもかかわらず、産業廃棄物処理業の変更届を提出しなかった。	-
平成 13 年 12 月 26 日	改善命令 (法第 15 条の 3)	周縁地下水汚染防止のための措置として、平成 10 年に施設設置計画上の深さを越えて掘削が行われた地点において、当該地点の必要な範囲について、掘削により廃棄物を移動したうえで、浸透水の流出防止対策を実施すること。 (履行期限：平成 17 年 3 月 31 日)	処分場浸透水の水質(鉛および科学的酸素要求量)が維持管理の技術上の基準に適合しないにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年 1 月 31 日に命令 および について改善計画書が提出される。 同年 2 月 23 日付けで命令 を不服とし、環境大臣に対し、命令内容を変更する趣旨の審査請求を申立。(平成 16 年 1 月 29 日棄却) 平成 14 年 3 月 29 日、命令 について改善計画書が提出される。 平成 14 年 6 月 28 日に、地元住民との調整難航を理由とし命令 および命令 にかかる履行期限延長願が提出されたため、履行期限を変更。(H14.6 末 H14.11 末)

発出日	内容	処分内容	処分理由	履行状況
H 13.12.26	改善命令 (法第 15 条の 3)	生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。 (履行期限：平成 14 年 6 月 30 日) 住宅が近接する北尾地区側法面の法すそを 20m 以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。 (履行期限：平成 17 年 3 月 31 日) 上記の対策を実施するに先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。 (履行期限：平成 14 年 6 月 30 日)	平成 10 年に施設設置計画上の深さを越えて掘削が行われた地点において、処分場浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。 処分場外への硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、防止のために必要な措置が講じられていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設設置（命令）および沈砂池設置（命令）について、平成 14 年 11 月末に本体工事完成。 ・平成 16 年 3 月に北尾地区環境改善工事（命令）が一定完了。 ・平成 16 年 9 月 24 日に、命令にかかる改善計画書が提出される。 ・平成 17 年 3 月 31 日、当初計画範囲を超えた工事の追加等を理由とし、命令にかかる履行期限延長願が提出され、履行期限を変更。（H17.3 末 H17.6 末） ・平成 17 年 6 月、命令にかかる是正工事完了。
平成 18 年 4 月 12 日	措置命令 (法第 19 条の 5) (当該命令は代表取締役佐野正にも発出)	措置対象地において埋め立てられた安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずを除去し、適正に処理すること。 (履行期限：平成 18 年 6 月 30 日) (木くずのみ：平成 18 年 9 月 30 日) 当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障が生じないよう対策を講じること。 (履行期限：平成 18 年 9 月 30 日)	安定型処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶等および木くずを処分した行為は、法第 14 条第 12 項に違反しており、また当該産業廃棄物の漏出等により、周辺の土および廃棄物等において、油類による汚染や土壌環境基準値を超えているダイ付シ類が認められ、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあるため。	平成 18 年 6 月 8 日、京都地方裁判所において破産手続開始決定（平成 18 年 6 月 19 日官報告示）